

公衆浴場(その他の浴場)の構造・設備基準

(R8.2.27 現在)

	No	構 造 ・ 設 備 基 準	根拠法令	備考
施設全般	1	停電その他照明事故のために、懐中電灯、非常照明等の予備設備を備えること。	条例第5条第2号	
	2	蒸気パイプ等については、直接入浴者に接触しないようにすること。	条例第5条第30号	
	3	出入口、脱衣室、洗い場、浴槽及び便所を、男子用と女子用とに区別して設けること。	条例第5条第31号	※1
	4	脱衣室、洗い場及び浴槽(衣類を着用する者のみを入浴させる場合を除く。)は、外部から見通しができず、かつ男子専用のものと女子専用のものと相互間にも見通しができないようにすること。	条例第5条第32号	
	5	汚水の排水路は、蓋をし、公共の下水道等に完全に汚水を流出できるものとする。	細則第5条第1項第10号	
	6	入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。	細則第5条第1項第11号	
	7	入浴者が直接利用する場所の床面は、不浸透性材料を用い、清掃に適する構造であること。	要綱第4条	
	8	浴槽やシャワーの湯水、かけ湯、清掃による排水等、公衆浴場の営業により発生する汚水は、全て公共下水道等に排出すること。	要綱第5条	
飲料水	9	入浴者用の飲料水を供給する設備を利用しやすい場所に設けること。	条例第5条第9号	
	10	飲料水の配管設備は、その他の配管設備と直接連結させないこと。	要綱第13条	
	11	付近の見やすい場所に飲用適の旨を表示すること。	要綱第14条	
脱衣室	12	冬季の間、適当な防寒装置を備えること。	条例第5条第5号	
	13	床面については、不浸透性材料を用い、清掃に適する構造であること。	条例第5条第7号	
	14	脱衣容器等については、入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管でき、かつ、衛生保持に適する構造とすること。	条例第5条第8号	
	15	換気設備を設けること。	細則第5条第3項第1号	
便所	16	利用しやすい場所に設け、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けるとともに、手洗い設備を使いやすい位置に設けること。	条例第5条第27号	
浴室	17	湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。	条例第5条第1号	
	18	汚水が公衆衛生上支障のないように排出され、及び処理される構造とすること。	条例第5条第10号	
	19	浴槽又はサウナ設備その他の設備のほか、洗い場を設けること。ただし、浴槽を設けない浴室にあっては、シャワー等を設けること。	条例第6条第1号	
	20	畳、じゅうたん等を敷き、又はエアマット、スポンジマット、座布団等を置かないこと。	条例第6条第2号	
	21	ボイラーを設けないこと。	条例第6条第3号	
	22	風紀を乱すおそれのある文書、図面その他の物を展示しないこと。	条例第6条第9号	
	23	天井は、適当な勾配を設けること等により、水滴が落ちない構造とすること。	細則第5条第3項第2号	
	24	壁のうち床面から高さ1mまでの部分、浴槽及び洗い場の床は、不浸透性材料で造り、表面は平滑で洗浄しやすい構造とすること。	細則第5条第3項第3号	
洗い場	25	適当な数の洗いおけ及び腰掛けを備えること。	条例第5条第15号	
	26	床面積は、浴槽の大きさに応じた広さを有すること。	条例第6条第11号	
	27	床は、適当な傾斜をつけて汚水を十分排水できる構造とすること。	細則第5条第3項第4号	
サウナ室	28	湯気抜き、換気扇その他の換気を適切に行う設備を設けること。	条例第5条第1号	
	29	サウナ室及びサウナ設備には、その利用基準温度を表示し、温度調節装置及び温度計を適当な位置に設置するとともに、必要に応じて湿度計を設置すること。	条例第5条第4号ア	
	30	非常警報装置を備えること。	条例第5条第4号イ	
	31	汚水が公衆衛生上支障のないように排出され、及び処理される構造とすること。	条例第5条第10号	
	32	入浴者が自由に出入りできる構造とすること。	細則第5条第3項第5号	
	33	床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。	要綱第16条第1号	
	34	室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。	要綱第16条第2号	

公衆浴場(その他の浴場)の構造・設備基準

(R8.2.27 現在)

	No	構 造 ・ 設 備 基 準	根拠法令	備考
浴槽	35	屋内の浴槽は、配管を通じて露天風呂の浴槽水が混入しない構造とすること。	条例第5条第25号	
露天風呂	36	屋外には洗い場を設けないこと。	要綱第17条第2号	
	37	浴槽に付帯する通路等には脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造であること。	要綱第17条第3号	
循環配管	38	浴槽における原水又は原湯の注入口は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造とすること。	要綱第8条第1号	
	39	循環した湯水は浴槽の底部に近い部分から補給される構造とし、当該湯水の誤飲及びエアロゾルの発生を防止すること。	要綱第8条第2号	
	40	循環配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。	要綱第8条第3号	
ろ過器	41	浴槽ごとに設置するよう努めること。	要綱第9条第1号	
	42	1時間当たり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。	要綱第9条第2号	
	43	ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。	要綱第9条第3号	
	44	浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。	要綱第9条第4号	
	45	ろ過方式は、砂式、珪藻土式又はカートリッジ式等の物理ろ過によるものとし、生物浄化装置は設けないこと。	要綱第9条第6号	
その他	46	オーバーフロー水及び回収槽内の湯水を浴用に供する構造にしないこと。	条例第5条第19号	※2
	47	気泡発生装置等には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。	条例第5条第20号	
	48	打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。	条例第5条第21号	
	49	貯湯槽内の原湯の温度は、60度以上を保つこと。ただし、貯湯槽内の原湯の消毒を行う場合は、この限りではない。	条例第5条第22号	
	50	気泡発生装置等を設置する場合には、点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らない構造にすること。	条例第5条第23号	
	51	水位計を設ける場合にあつては、配管等を要しないセンサー方式とすること。ただし、やむを得ず配管が必要な方式とする場合は、配管内を洗浄・消毒できる構造とすること。	要綱第10条	
	52	調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。	要綱第11条	
	53	貯湯槽は完全に排水できる構造とすること。	要綱第12条	

※1 市長が区別して設ける必要がないと認めたものについてはこの限りではない。

※2 やむを得ず当該構造にする場合には、次に掲げる措置を講ずること。

- ①回収槽を地下に埋設しないこと。
- ②還水管を直接循環配管に接続しないこと。